

インドネシア 外国企業の会社設立手続き・必要書類

「その他」詳細

海外借入れの国内外為銀行を通じた受領に関わる報告義務

〔2014年5月14日付中央銀行（BI）総裁規定第16-10号（No.16/10/PBI/2014）、2015年12月28日付BI規定第17-23号（No.17/23/PBI/2015）〕

海外からの借入れで引き出される外貨は、インドネシア国内の外為銀行を通じて受領しなければならない。引き出しの翌月10日までに、中央銀行に報告することが義務付けられている。

海外借入れの引き出し報告は、外国為替取引（LLD）活動報告について定める中央銀行規定に基づき、海外借入れ引き出し実績報告を使用して行う。その際、引き出し証明の添付が必要で、これらは宅配や郵便、ファックス、メールなどで、翌月15日までに中央銀行に提出する。

海外借入れ外貨の引出額の合計が、約定額よりも5,000万ルピアを超えて少ない場合は、借入期限が終了する前に、中央銀行に書面で説明する必要がある。

報告義務を果たさない者には、罰則が適用される。

外貨建て海外借入れのヘッジ・流動性管理・格付け義務

〔[2014年12月29日付中央銀行（BI）規定2014年第16-21号（No.16/21/PBI/2014）、2016年4月22日付BI規定第18-4号（No.18/4/PBI/2016）〕

外貨建てで海外から借入れ（トレードクレジットを含む）をしたノンバンク企業に、最低ヘッジ比率の遵守が義務付けられた。

最低ヘッジ率は、四半期末から3カ月以内、および四半期末から3カ月超6カ月以内に、それぞれ償還期限をむかえる外貨建て負債から外貨建て資産を差し引いた差額の25%。ただし、米ドル記帳の会社は対象外。

ヘッジ取引は、2017年1月1日より、インドネシアの銀行を通じて行わなければならない。2017年1月1日より前に契約された、海外の銀行を通じて行われるヘッジ取引は、引き続き外貨建て資産として認められ、最低ヘッジ比率と最低流動性比率を満たすための計算に算入できる。

また、四半期末から3カ月以内に償還期限をむかえる外貨建て負債（トレードクレジットを含む）に対し、十分な外貨建て資産を準備することで、最低流動性比率の遵守が義務付けられた。

最低流動性比率は、四半期末から3カ月以内に償還期限をむかえる外貨建て負債に対する外貨建て資産の比率が60%。

さらに、2016年1月1日から、権限を有する当局によって認められた格付け機関から、会社の財務状況や会社が期限内に債務を履行する能力について、少なくともBBマイナス相当のクレジット・レーティングを取得していることが義務付けられている。

ただし、次の借入れは対象外。

- a. トレードクレジット
- b. 借入額がほぼ変わらないリファイナンスである外貨建て海外借入れ
- c. インフラ事業の支援に関わる国際機関（二国間／多国間）が過半数以上の債権者である外貨建て海外借入れ
- d. 政府のインフラ事業支援のための外貨建て海外借入れ
- e. 国際機関（二国間／多国間）が保証する外貨建て海外借入れ
- f. その他の外貨建て海外借入れ

クレジット・レーティング義務は、ローンアグリーメントに署名した時、ローンアグリーメントが発行された時には履行されていなければならず、レーティングの決定・発行から2年間有効。

親子ローン、あるいは親会社が保障する外貨建て海外借入れの場合は、親会社のクレジット・レーティングを使用できる。

設立されたばかりの会社の場合も、その商業稼動から最長3年までは、親会社のクレジット・レーティングを使用できる。

外国為替取引報告義務

〔2019年1月7日付中央銀行（BI）規定2019年第21-2号（No. 21/2/PBI/2019）〕
2019年3月1日より、金融機関（銀行と非銀行金融機関）、非金融機関事業体、その他団体、個人に、居住者と非居住者との間の物・品サービス取引とその他の取引、海外借り入れおよび／あるいはリスク・パーティシペーション取引の元本データ、海外借り入れおよび／あるいはリスク・パーティシペーション取引の引き出しおよび／あるいは支払い／実現、海外金融資産および／あるいは海外金融債務のポジションと変更について、中銀にオンライン

にて報告することが義務付けられた。報告は毎月、翌月15日まで。新規海外借り入れの計画およびその変更については半期ごとに報告する。

所有倉庫の登録義務

2021年2月2日付政令2021年第29号にて、倉庫を所有する者には、ジャカルタは州、その他は県／市に倉庫を登録し、倉庫登録証（TDG）を取得することが義務づけられている。ただし、保税倉庫、税関の監督下にある集積倉庫、小売業の一時保管庫、および製造場所に付随する倉庫は適用外。

倉庫の面積および保管容量により、次のように分類される。

① 閉鎖倉庫

A種：面積100～1,000平米、保管容量360～3,600立方メートル

B種：面積1000～2,500平米、保管容量3,600～9,000立方メートル

C種：面積2,500平米以上、保管容量9,000立方メートル以上

D種：サイロまたはタンクで、保管容量762立方メートル以上または400トン以上

② 開放倉庫：面積1,000平米以上

登録は従来オンライン・シングル・サブミッション（OSS）を通じて行われてきた。

倉庫管理者には、保管する物品の種類、数量、出入庫、物品の所有者とその事業基本番号（NIB）、出荷地、仕向け地、在庫についての記録が義務付けられる。ただし倉庫証券システムによる物品保管倉庫、および輸送サービスの一時保管倉庫は適用外。

ベネフィシャルオーナーの申告

2019年6月21日付法務人権大臣規定2019年第15号にて、株式会社を含むすべての法人に、実質的所有者＝ベネフィシャルオーナーの決定と、その情報の申告が義務付けられた。設立申請時や事業開始時などに、公証人が法務人権省一般法務管理総局（AHU）のオンライン・システムを通じて申告する。また、以後、年1回、ベネフィシャルオーナーの情報を更新しなければならない。

インドネシア語の使用義務

2019年9月30日付大統領令2019年第63号はインドネシア語の使用義務について規定している：

- ・ インドネシアの官民機関またはインドネシア国籍の個人がかかわる合意文書や契約書は

インドネシア語の使用が義務。海外の当事者が関わる場合はその当事者の国語または英語がインドネシア語との対照または翻訳として使用可だが、解釈に齟齬が生じた場合は合意文書や契約書で取り決めた言語を用いる。

- 職場における職員間、機関と機関の間、機関と一般社会との間で行われる公式なコミュニケーション（配属、指示、検査、相談、弁護、指針、協議、面接、文書、公表、告知、会議、討議、データ化、調整、監督、育成、公共サービスなど）は、口頭か書面かを問わず、インドネシア語の使用が義務。ただし、国際機関または外国機関の職場では通訳の使用が可。
- インドネシアの個人または法人が保有する商標の文言はインドネシア語の使用が義務。ただし、外国のライセンスに該当する場合は例外。また、歴史や文化、習慣、宗教的な地域の価値を重視するため、アルファベット表記の外国語の使用が認められることもある。
- インドネシアの個人または法人が設立あるいは所有する事業機関名にはインドネシア語の使用が義務。ただし、法人が株式会社で、その株式の全部または一部を外国の個人または法人が保有している場合は必ずしもインドネシア語を使用しないといけないわけではない。
- 国内で販売される商品またはサービスに関する情報（商品名、仕様、原料や成分、使用方法、組立方法、効用、副作用、寸法、重量や正味量、製造費、使用期限、影響、事業者名と所在地、など）は、国産か輸入かを問わず、すべてインドネシア語の使用が義務。ただし、外国語での補完も可。

サービス分野の技術者雇用義務

2019年12月3日付政令2019年第83号にて、ビジネス、流通、通信、教育、環境、金融、建設、保健・社会、文化・スポーツ、観光、運輸、その他の分野でサービスを提供する事業者には、熟練技術者を雇用してそのサポートを受けることが義務付けられた。採用される技術者の能力は資格認証などで証明されるもので、海外からの技術者の雇用でもよいとされている。今後、熟練度の基準や必要とされる技術者の人数と種類などを規定する細則が、各管轄省庁から発行される見通し。

商業省への会社年次財務報告義務

2020年3月16日付商業大臣規定2020年第25号にて、特定の株式会社（PT）や国内に所在し事業を行っている外国企業には、年次財務報告を商業省へ提出することが義務付けら

れたが、2021年7月、商業省より報告はもはや義務ではなくなった旨発表があった。同大臣令の根拠法である1982年第3号会社登録義務法が、2020年11月2日付け雇用機会創出法（通称オムニバス法）にて撤廃になったことが理由。

商業大臣規定2020年第25号が言う特定の株式会社とは、次の要件を1つでも満たすもの；

- a. 株式会社（PT）である；
- b. 資金運用に関わる事業である；
- c. 社債を発行している；
- d. 資産250億ルピア以上である；または
- e. 銀行によって財務監査が義務付けられている債務者である

国内に所在し事業を行っている外国企業には、契約締結の権限を有する支店や子会社、代理店、駐在員事務所などを含むとされているため、本国の本社のインドネシア子会社（PT）の形態である外国投資企業は、上記の要件に関わらず、報告対象と思われる。

提出は決算月から6ヶ月以内で、提出する年次財務報告は監査済み、株主総会の承認を得ている必要がある。提出は商業省のポータルサイト SIPT (<http://sipt.kemendag.go.id/>) を通じて商業省国内商業総局宛て電子提出する。

以上